



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和5年8月30日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節D006-24に次を加える。
- (5) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、臨床症状、検査所見、家族歴等から RPE65 遺伝子変異による遺伝性網膜ジストロフィと疑われる者であって、十分な生存網膜細胞を有することが確認された者に対して、血液を検体とし、遺伝性網膜ジストロフィの疾患原因遺伝子の情報を取得するものとして薬事承認又は認証を得ており、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班網膜ジストロフィにおける遺伝学的検査のガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した「遺伝性網膜ジストロフィの原因となりうる主な遺伝子」リストに記載されている遺伝性網膜ジストロフィの関連遺伝子の変異を評価可能な医療機器等により次世代シーケンシングを用いてボレチゲンネパルボベクの適応の判定の補助を目的として実施した場合にのみ、患者1人につき1回に限り、「D006-24肺癌関連遺伝子多項目同時検査」と「D004-2 悪性腫瘍組織検査1.悪性腫瘍遺伝子検査

- イ. 処理が容易なもの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」と「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの 注1ハ 4項目以上」を合算した所定点数を準用して算定する。
- (6) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班 IRD パネル検査における遺伝学的検査運用ガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した検査運用指針に従って実施された場合に限り算定する。
- (7) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

(傍線部分は改正部分)

改正後 現 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 $D 0 0 0 \sim D 0 0 6 - 23$ (略) $D 0 0 0 \sim D 0 0 6 - 23$ (略) D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査 D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査 $(1)\sim(4)$ (略) $(1)\sim(4)$ (略) (新設) (5) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、臨床症 状、検査所見、家族歴等から RPE65 遺伝子変異によ る遺伝性網膜ジストロフィと疑われる者であって、 十分な生存網膜細胞を有することが確認された者に 対して、血液を検体とし、遺伝性網膜ジストロフィ の疾患原因遺伝子の情報を取得するものとして薬事 承認又は認証を得ており、厚生労働省難治性疾患政 策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に 関する調査研究班網膜ジストロフィにおける遺伝学 的検査のガイドライン作成ワーキンググループ」が 作成した「遺伝性網膜ジストロフィの原因となりう る主な遺伝子」リストに記載されている遺伝性網膜 ジストロフィの関連遺伝子の変異を評価可能な医療

機器等により次世代シーケンシングを用いてボレチゲン ネパルボベクの適応の判定の補助を目的として実施した場合にのみ、患者1人につき1回に限り、「D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査」と「D004-2 悪性腫瘍組織検査1.悪性腫瘍遺伝子検査イ.処理が容易なもの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」と「D004-2 悪性腫瘍組織検査1.悪性腫瘍遺伝子検査イ.処理が容易なもの注1ハ 4項目以上」を合算した所定点数を準用して算定する。

- (6) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班 IRD パネル検査における遺伝学的検査運用ガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した検査運用指針に従って実施された場合に限り算定する。
- (7) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

 $D 0 0 6 - 25 \sim D 0 2 5$ (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部~第13部 (略)

第3章 (略)

(新設)

(新設)

 $D 0 0 6 - 25 \sim D 0 2 5$ (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部~第13部 (略)

第3章 (略)